

規約

1. 名称

消防救急研究会（以下、本会という）は任意活動団体と位置づける。英語名称は、**Fire EMS Research Network** とする。

2. 目的

本会は、消防救急業務の発展と会員相互の交流に資することを目的とする。

3. 活動内容

本会の活動は次の通りとする。

- 1) 勉強会の開催
- 2) メーリングリストを用いた情報交換
- 3) その他、本会の目的を達成するうえで必要な活動

4. 会員

本会の会員は、本会の目的等に賛同し、入会した個人であり、入会資格は次の通りとする。

- 1) 消防職員
- 2) 本会が認める者

5. 入会

本会に入会しようとする者は、本会ウェブサイト上の入会フォームより必要事項を入力し送信することにより入会手続きを行う。

6. 会費

本会に入会に際し、入会費は無料とする。

7. 会員の禁止事項

本会の会員および会員になろうとする者は本会の活動への参加に際し以下の行為を禁止する。

- 1) 会員登録時、意図的に虚偽の情報を登録・入力すること。
- 2) 著作権、意匠権、商標権、肖像権、名誉等、他人の権利を侵害すること。
- 3) 法令、公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為を行うこと。
- 4) 営利目的や勧誘を目的とした情報提供、情報発信等の行為を行うこと。
- 5) 本会の運営を妨げる行為を行うこと。

8. 退会

本会会員が次の各項のいずれかに該当する場合、退会とし、メーリングリストから削除する。

- 1) 本人より退会の申し出があったとき。
- 2) 本会の禁止事項を行ったとき。
- 3) その他、本会役員全員が不適合と判断したとき。

9. 役員

本会に次の役員をおく。

- 1) 世話人、若干名
- 2) 世話人代表、1名

10. 勉強会

本会が開催する勉強会は以下の通りとする。

- 1) 勉強会は回数、開催場所に制限を設けず、適宜開催する。
- 2) 勉強会への参加費は原則として無料とする。
- 3) 勉強会の内容により、一部費用を勉強会への参加者で負担する場合がある。

11. 規約の変更

本会の活動および運営に本規約の改訂が必要な場合は、役員相互の話し合いにより定める。

12. その他

この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、役員相互の話し合いによって定める。

附則

この規約は、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。